

令和 8 年度
事業概要
(令和 7 年度実績)

和歌山県DV相談支援センター

目 次

I. DV相談支援センターの概要

1	沿革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	相談・保護の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	DV防止法の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	6

II. 令和7年度の業務実績

1	相談業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1) 相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(2) 年齢別受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(3) 主訴別受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(4) 経路別受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	(5) 地域別受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2	一時保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(1) 入所状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(2) 年齢別受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	(3) 主訴別受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・	11
	(4) 一時保護委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
3	女性自立支援施設 なぐさホーム・・・・・・・・	13
	(1) 入所状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(2) 年齢別受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	(3) 主訴別受付状況・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4	配偶者暴力相談支援センター・・・・・・・・	15
	(1) 相談件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
	(2) 保護命令件数・・・・・・・・・・・・・・・・	16

III. 性暴力救援センター和歌山「わかやま mine」

1	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
2	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
3	業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
4	業務実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

I. DV相談支援センターの概要

和歌山県DV相談支援センターは、「売春防止法」（昭和31年）に基づく女性相談所として平成21年に子ども・女性・障害者相談センターとして設置された。

平成13年10月13日「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行にともない、平成14年4月1日より配偶者暴力相談支援センターとして、配偶者等からの暴力被害者の相談・支援や生命または身体への危険の恐れがある被害者の一時保護も実施している。

また、平成25年7月開設の性暴力救援センター和歌山「わかやま mine（マイン）」が所管替えにより平成27年4月1日に相談支援課へ移管となり、性暴力に特化した相談、ワンストップ化が図れるようになった。

令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」により女性相談所が女性相談支援センターに位置づけられるとともに、令和6年度から「子ども・女性・障害者相談センター」を分割編成し、名称を「DV相談支援センター」に変更し、より総合的に支援を行っている。

1 沿革

昭和32年	5月	24日	「売春防止法」公布
32年	4月	1日	「売春防止法」施行
32年	4月	1日	海草福祉事務所に婦人相談所設置一時保護付設 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
33年	7月	1日	婦人相談所及び一時保護所移転(和歌山市車坂西ノ丁21番地3)
33年	10月	4日	同所に婦人保護施設「吹上寮」開設
60年	4月	1日	新築移転(和歌山市和歌浦東三丁目6番46号) 婦人保護施設を「なぐさホーム」に名称変更
平成9年	4月	1日	「和歌山県婦人相談所」を「和歌山県女性相談所」に、「和歌山県婦人保護施設」を「和歌山県女性保護施設」に名称変更
13年	10月	13日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行
14年	4月	1日	配偶者暴力相談支援センターの機能開始
16年	12月	2日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律施行
16年	12月	7日	人身取引対策行動計画
20年	1月	11日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律施行
21年	4月	1日	「和歌山県女性相談所」及び「和歌山県女性保護施設なぐさホーム」が現在地に移転。組織統合により「和歌山県女性相談所」は「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」に名称を変更し、女性相談課が発足
26年	1月	3日	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律施行。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更
27年	4月	1日	所管替えにより“性暴力救援センター和歌山「わかやま mine（マイン）」”が和歌山県子ども・女性・障害者相談センター女性相談課(当時)へ移管
令和6年	4月	1日	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 組織編制により「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」を分割編成し、「和歌山県DV相談支援センター」に変更 「和歌山県女性保護施設 なぐさホーム」を「和歌山県女性自立支援施設 なぐさホーム」に名称を変更

2 組織

(1) 職員構成（R7.4.1 現在）

常勤（専任）						常勤（兼任）	
所長	課長	主任	主査	副主査	主事	福祉主事	計
1	1	3	1	3	1	1	11
非常勤							
嘱託医		心理判定員	宿日直員		電話相談員		計
1		1	9		10		21

(2) 各地域の女性相談支援員

和歌山市と各地域の振興局にも女性相談支援員が配置。

名 称	所 在 地	電話番号
和歌山市 市民生活相談センター 男女共生推進センター	〒640-8511 和歌山市七番丁2 3 〒640-8266 和歌山市小人町2 9	073-435-1025 073-436-8704
海草振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒642-0022 海南市大野中9 3 9	073-482-0600
那賀振興局健康福祉部総務福祉課 総務グループ	〒649-6223 岩出市高塚2 0 9	0736-63-0020
伊都振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋9 2 7	0736-42-0491
有田振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅2 3 5 5 - 1	0737-64-1291
日高振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒644-0011 御坊市湯川町財部8 5 9 - 2	0738-22-3481
西牟婁振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘2 3 - 1	0739-22-1200
東牟婁振興局健康福祉部総務福祉課 福祉グループ	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘二丁目4 - 8	0735-21-9610
東牟婁振興局健康福祉部串本支所 地域福祉課 総務・福祉グループ	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向1 9 3	0735-72-0525

3 業務内容

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性や、男性を含むすべてのDV被害者を対象にあらゆる相談（夫婦間の暴力、生活困窮等）に関して総合的支援を行う。また、DV相談支援センターは県内の相談機関の中核として、関係機関と常時密接な連携を保ちつつ相互の業務の調整を行うとともに性暴力被害者支援を含む支援員の養成研修を随時行うことで県内関係職員の資質向上を図る。

(1) 相談

電話相談 専用電話を設置し、相談に応じる。

受付時間 午前 9 時～午後 9 時 3 0 分（年末年始を除く）

来所相談 電話相談では対応が困難な場合や、面接相談を希望する場合に実施する。

受付時間 午前 9 時～午後 5 時 4 5 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

※電話相談で予約必要

(2) 心理的な援助

必要に応じ本人の同意を得た上で、医学的、心理学的判断を行う。

(3) 一時保護

本人の申請に基づき、保護を必要と認めた場合、一時保護又は一時保護委託を実施する。

(4) 女性自立支援施設入所（長期保護）

一時保護を利用した利用者のうち、長期にわたり保護を行い自立を支援することが必要な場合、女性自立支援施設（なぐさホーム）又は民間施設等へ措置し、引き続き自立支援を行う。

(5) 自立支援

本人の希望を前提とし、就労支援や住宅の確保、施設の利用、生活指導・支援、情報提供、各種手続きの同行等を行う。

(6) 研修

関係機関職員等に対して、専門的な支援員養成研修を行う。

月日	名称	開催場所	参加人数
5 月 23 日	女性相談支援員及び女性相談担当者会議	県中央児童相談所	26 名
5 月 19 日 5 月 26 日 6 月 15 日 6 月 28 日 7 月 5 日 7 月 6 日	傾聴スキルアップ研修	県中央児童相談所	40 名 42 名 30 名 21 名 22 名 21 名
7 月 29 日	性暴力被害者支援養成講座 （アドボケーター研修）	県中央児童相談所 西牟婁振興局	83 名 47 名
9 月 1 日	男性の性暴力被害の現状と支援について	県中央児童相談所	60 名
9 月 7 日 9 月 8 日	性暴力被害者支援ステップアップ講座	県中央児童相談所	19 名 19 名
11 月 9 日 11 月 10 日	デート DV 研修	県中央児童相談所	18 名 18 名
12 月 7 日 12 月 8 日	地域ボランティア養成講座	県中央児童相談所	24 名 20 名

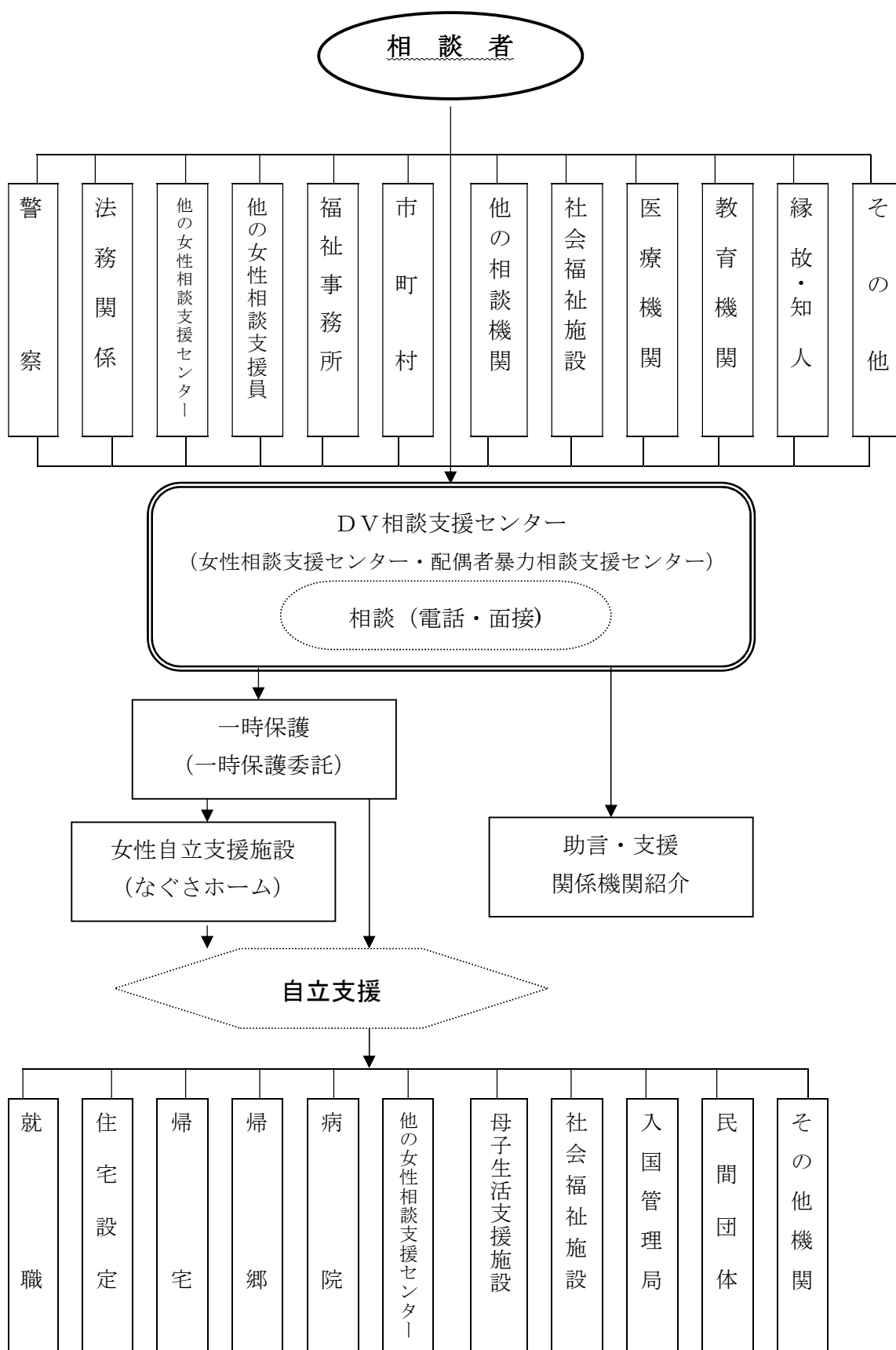
(7) 啓発活動

講演会、広報誌、新聞、テレビ、街頭啓発等による啓発活動を行う。

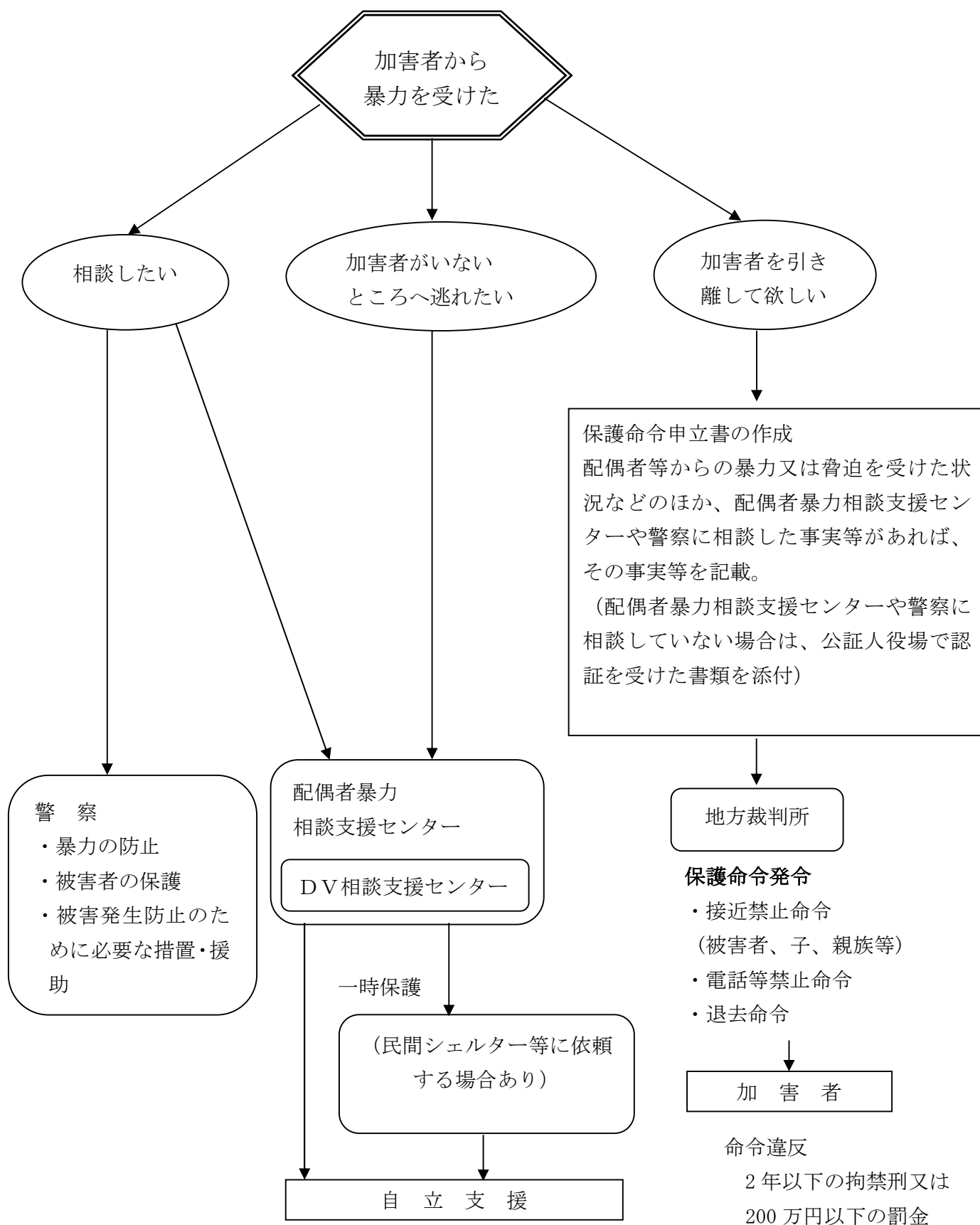
(8) 関係機関との連携

困難な問題を抱える女性及びDV被害者等支援調整会議をはじめ、各種関係機関で開催される会議等に参加し、各支援に関する情報共有、また広範囲におけるネットワークの構築に努める。

4 相談・保護の流れ



5 DV防止法の流れ

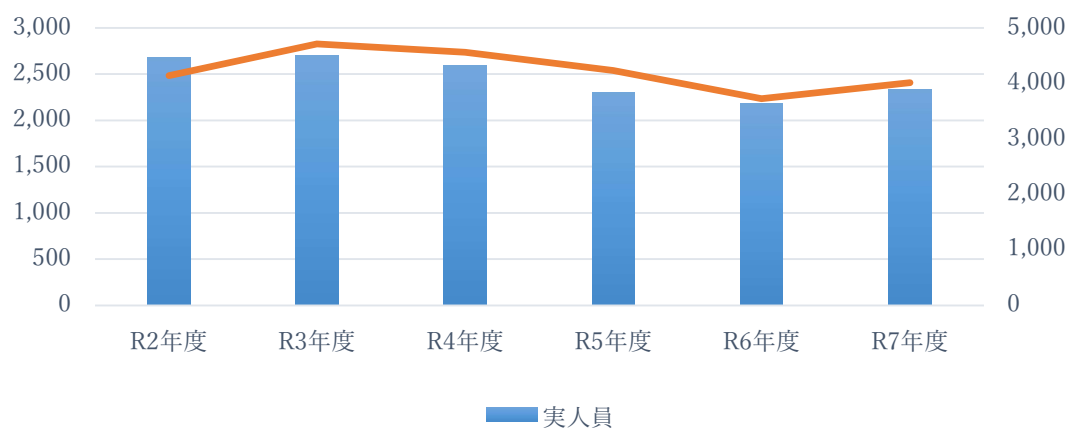


Ⅱ. 令和7年度の業務実績

1 相談業務

(1) 相談件数

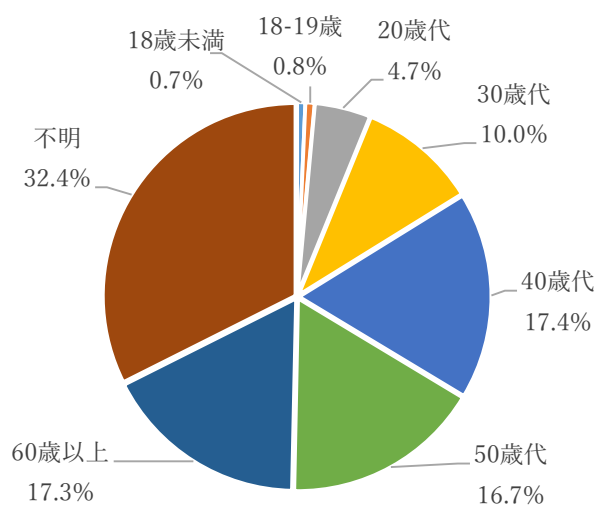
	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
実人員	2,686	2,707	2,597	2,301	2,181	2,335
延件数	4,140	4,715	4,562	4,231	3,724	4,014



(2) 年齢別受付状況

* 実人員

		18 歳 未 満	18-19 歳	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳 以 上	不 明	計
女性相談 支援センター	来所	4	5	30	39	51	26	17	0	172
	電話	7	11	56	134	264	253	236	743	1,704
女性相談支援員		5	2	24	61	92	111	150	14	459
計		16	18	110	234	407	390	403	757	2,335

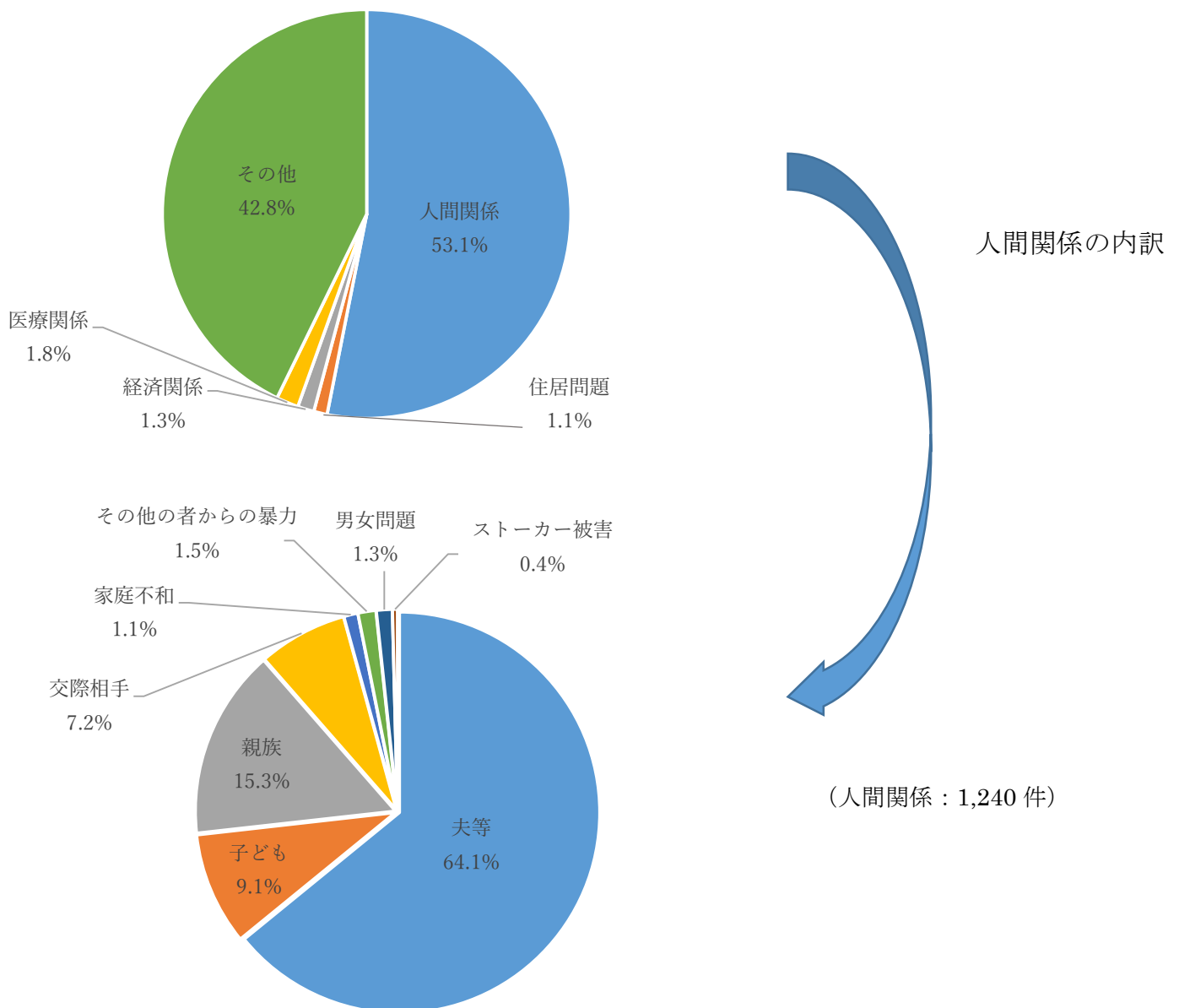


(3) 主訴別受付状況

*実人員

		人間関係																			経済関係					医療関係																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
--	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(総数 : 2,335 件)



(4) 経路別受付状況

		本人自身	警察関係	法務関係	他の女性相談所	他の女性相談支援員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育機関	労働機関	民間シエルター	知人縁故関係	その他	計
女性相談支援センター	来所	110	22	0	1	7	6	11	4	4	0	0	0	4	3	172
	電話	1513	20	3	2	19	27	39	6	9	3	0	0	53	10	1704
女性相談支援員		401	6	2	0	0	6	20	0	0	2	0	0	12	10	459
計		2024	48	5	3	26	39	70	10	13	5	0	0	69	23	2335

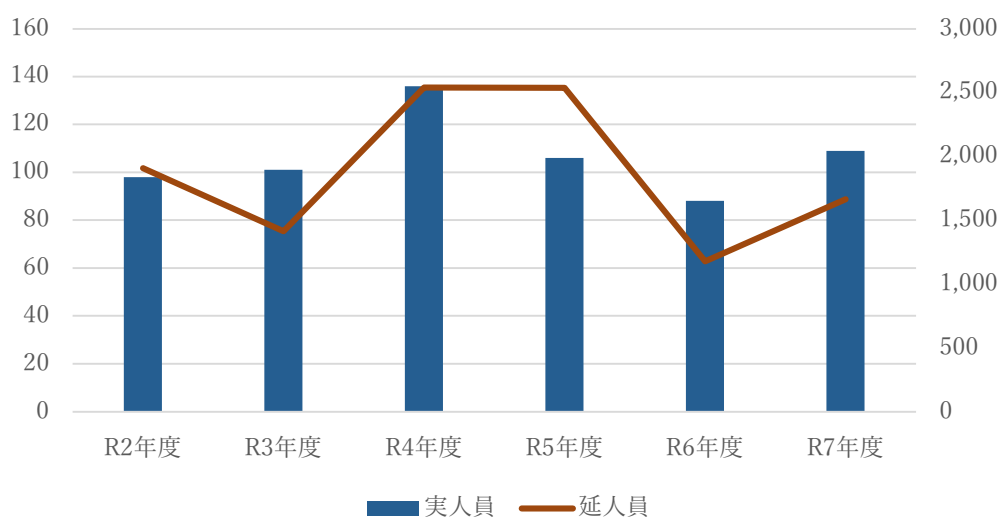
(5) 地域別受付状況

		和歌山市	海草郡・海南市	岩出市・紀の川市	伊都郡・橋本市	有田郡・有田市	日高郡・御坊市	西牟婁郡・田辺市	東牟婁郡・新宮市	東牟婁郡・串本町	県外	不明	計
女性相談支援センター	来所	83	16	17	12	8	8	6	5	0	17	0	172
	電話	431	52	117	86	90	29	20	19	0	155	705	1704
女性相談支援員		367	5	17	10	8	9	19	17	7	0	0	459
計		881	73	151	108	106	46	45	41	7	172	705	2335

2 一時保護

(1) 入所状況

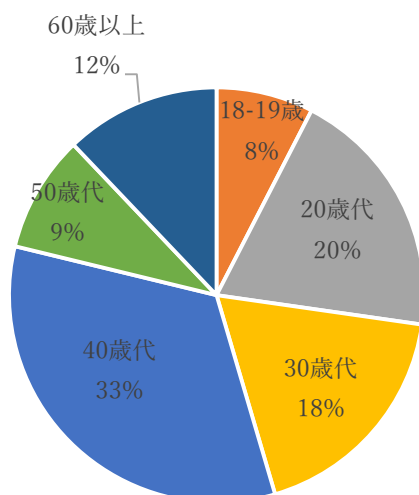
	本人			同伴家族			合計		
	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数
R7 年度	66	1,034	15.7	43	631	14.7	109	1,665	15.3
R6 年度	54	721	13.4	34	458	13.5	88	1,179	13.4
R5 年度	58	1,402	24.2	48	1,135	23.7	106	2,537	23.9
R4 年度	65	1,048	13.9	71	1,493	21.0	136	2,541	18.6
R3 年度	68	958	14.0	33	456	13.8	101	1,414	14.0
R2 年度	55	1,011	18.3	43	895	20.8	98	1,906	19.4



(2) 年齢別受付状況

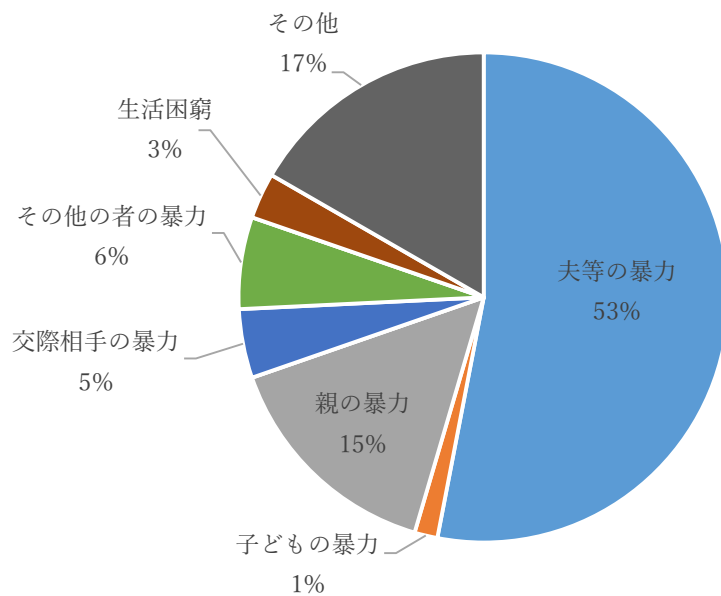
18 歳未満	18-19 歳	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳以上	計
0 (0)	5 (0)	13 (6)	12 (8)	22 (16)	6 (5)	8 (6)	66 (41)

() は全体の中で暴力被害者数を再掲



(3) 主訴別受付状況

夫等の暴力	子どもの暴力	親の暴力	その他の親族の暴力	交際相手の暴力	その他の者の暴力	帰住先なし	生活困窮	その他	合計
35	1	10	0	3	4	0	2	11	66



(4) 一時保護委託

① 《一時保護委託》

	計
本人	3
同伴家族	0

一時保護所が満床の期間や、一時保護所の入所要件を満たさない場合に一時保護委託を行った。

《一時保護委託期間》

② 本人

		合計
実人員		3
入所期間	1-5 日	2
	6-10 日	0
	11-15 日	0
	16-20 日	0
	21-30 日	0
	31 日以上	1

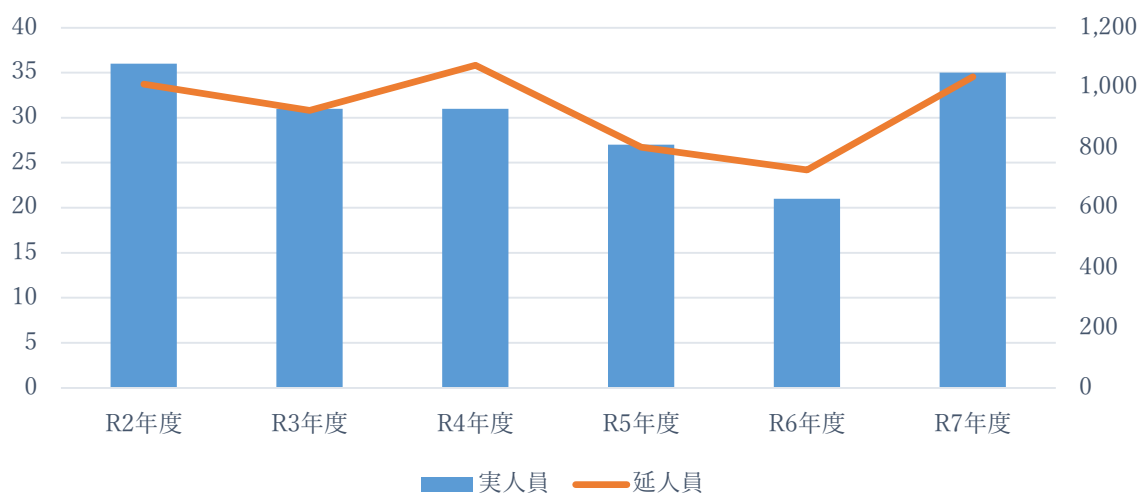
同伴家族

		乳児	幼児	小学生	中学生	義務教育 終了児	18 歳以上	計
実人員		0	0	0	0	0	0	0
	1-5 日	0	0	0	0	0	0	0
	6-10 日	0	0	0	0	0	0	0
	11-15 日	0	0	0	0	0	0	0
	16-20 日	0	0	0	0	0	0	0
	21-30 日	0	0	0	0	0	0	0
	31 日以上	0	0	0	0	0	0	0

3 女性自立支援施設 なぐさホーム

(1) 入所状況

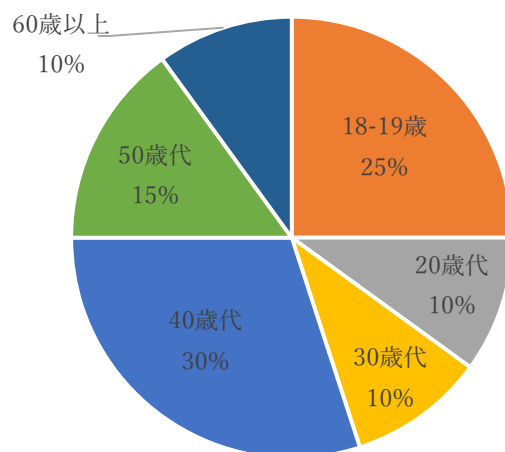
	本人			同伴家族			合計		
	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数	実人員	延人員	平均在所日数
R7 年度	20	655	32.8	15	381	25.4	35	1,036	29.6
R6 年度	16	571	35.7	5	155	31.0	21	726	34.6
R5 年度	16	520	32.5	11	282	25.6	27	802	29.7
R4 年度	14	566	40.4	17	509	29.9	31	1,075	34.6
R3 年度	19	612	32.2	12	312	26.0	31	924	29.8
R2 年度	21	632	30.1	15	380	25.3	36	1,012	28.1



(2) 年齢別受付状況 (本人)

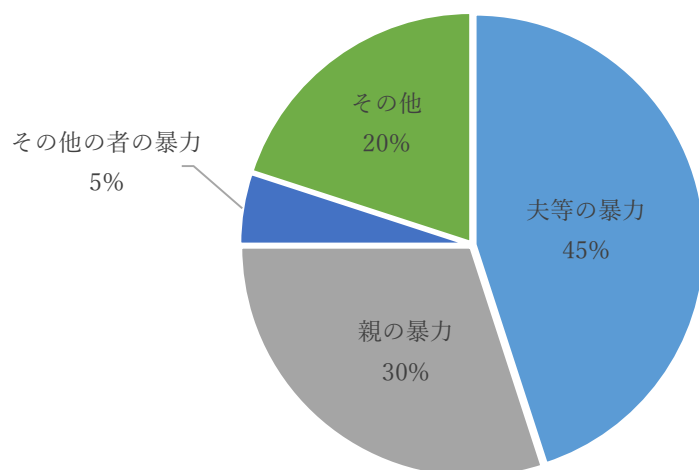
18歳未満	18-19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳以上	計
0(0)	5(1)	2(0)	2(1)	6(4)	3(3)	2(2)	20(11)

() は全体の中で暴力被害者数を再掲



(3) 主訴別受付状況

夫等の暴力	子どもの暴力	親の暴力	その他の親族の暴力	その他の者の暴力	その他	合計
9	0	6	0	1	4	20



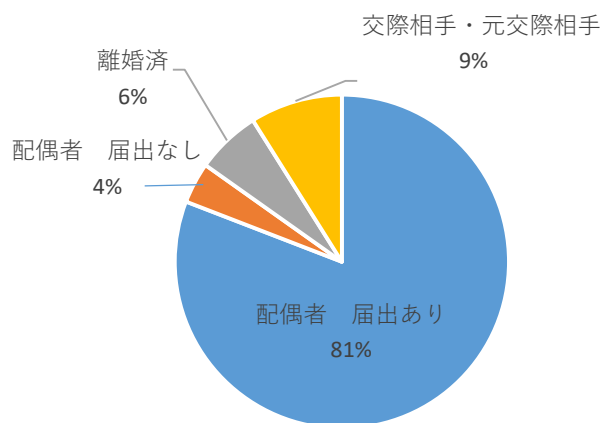
4 配偶者暴力相談支援センター

(1) 相談件数

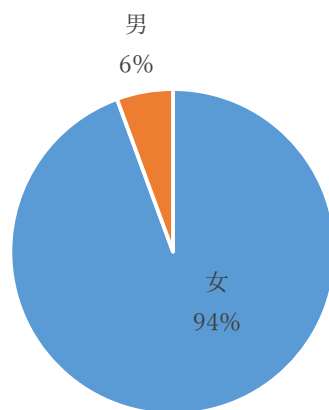
①加害者との関係＜性別＞（実人員）

	加害者との関係										計	
	配偶者						離婚済		交際相手・ 元交際相手			
	届出あり		届出なし		届出有無不明							
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
来所	86	9	10	0	0	0	9	0	10	0	115	9
電話	319	25	12	0	0	0	21	0	44	2	396	27
その他	90	3	4	0	0	0	11	0	3	0	108	3
計	495	37	26	0	0	0	41	0	57	2	619	39

＜加害者との関係別＞



＜男女別＞



②日本語が十分に話せない被害者別（令和7年度は該当者なし）

	合 計		合 計 (再掲)	タガログ語	韓国語	中国語	タイ語	英語	その他
	女性	男性							
来 所									
電 話									
その他									
合 計									

当所では、必要な際は外国語の通訳者と契約し、通訳を依頼している。

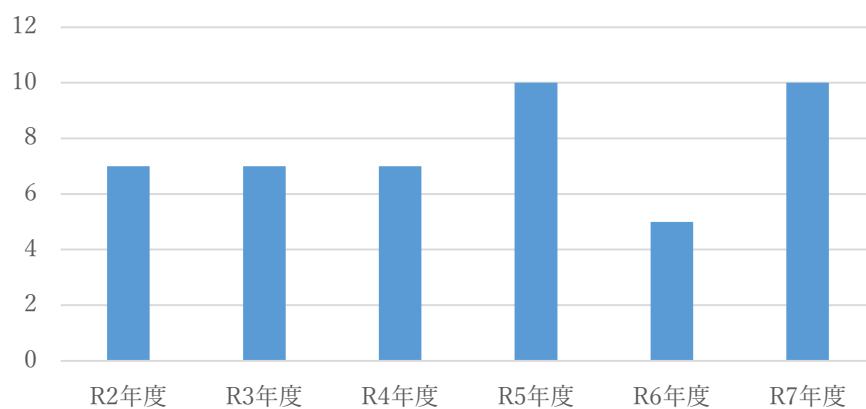
③障害者である被害者別

	合 計	女性	男性	合 計	知的 精神 障害	身体障害			
						小 計	聴覚 障害	肢体 不自由	その他の 身体障害
来 所	17	16	1	17	14	3	0	0	3
電 話	66	64	2	66	58	8	1	1	6
その他	3	3	0	3	3	0	0	0	0
合 計	86	83	3	86	75	11	1	1	9

(2) 保護命令件数

①法第14条第2項に基づく書面提出件数

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
女性	7	7	7	10	5	10
男性	0	0	0	0	0	0



②《保護命令発令状況（配偶者暴力相談支援センター書面提出分）》

書面提出総数	発令	取り下げ	却下
10	8	1	1

Ⅲ. 性暴力救援センター和歌山「わかやまmine（マイン）」

1 基本方針

性暴力救援センター和歌山（以下「センター」という）は、同意のない・対等でない・強要された性的行為はすべて被害者の人権と尊厳を踏みにじる性暴力であると位置づけ、被害者が二次被害を受けることなく、心身の回復を図れるように、被害直後からの総合的な支援を提供する。

2 目的

センターは、性暴力被害者に被害直後からの総合的な支援（産婦人科・泌尿器科をはじめとする医療支援、カウンセリング等の心理的支援、司法関連の支援、弁護士による法的支援等）を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、被害の潜在化防止を目的とする。

3 業務内容

相談支援業務を行う職員（以下「支援員」という。）をセンターに配置し、不同意性交（口腔・肛門等を含む）・不同意わいせつ（未遂・致傷を含む）の被害者や配偶者によるDV（性暴力）、児童への性的虐待の被害者等を対象に、被害者の選択と同意のもと被害直後からの支援を行う。

（1）相談（専用電話受付）

電話又は面談による被害者からの相談を受け付け、被害者の心身の状態に配慮しつつ、被害の概要を把握し、必要な情報を得る。

また、被害者の気持ちに寄り添いながら話を傾聴し、被害者にとって必要な情報を提供し、又は今後必要な支援を考え、支援のコーディネートにつなげる。

（2）支援コーディネート

相談によって把握した被害者のニーズに基づき、以下の支援の内容について説明し、必要な支援を提供できる関係機関・団体につなぎ、連携して被害者の支援を行う。

ア 医 療 的 支 援：産婦人科医療・泌尿器科医療

被害者の深刻な身体的、精神的ストレスを十分理解し、心身の状態に配慮しつつ、被害者の同意のもとに以下の医療行為等を行う。

a) 診療等

b) 緊急避妊及び妊娠時の対応

c) 性感染症検査・致傷部分検査・処置

d) 証拠の採取 等

イ 心 理 的 支 援：相談、カウンセリング等による心的外傷回復の支援

ウ 司法関連支援：警察への被害届の同行等

エ 法 的 支 援：弁護士相談等による法律面からの支援

オ その他の支援：必要な支援が提供できる関係機関・団体の紹介等

(3) 研修(再掲)

関係機関職員等に対して、専門的な支援員養成研修を行う。

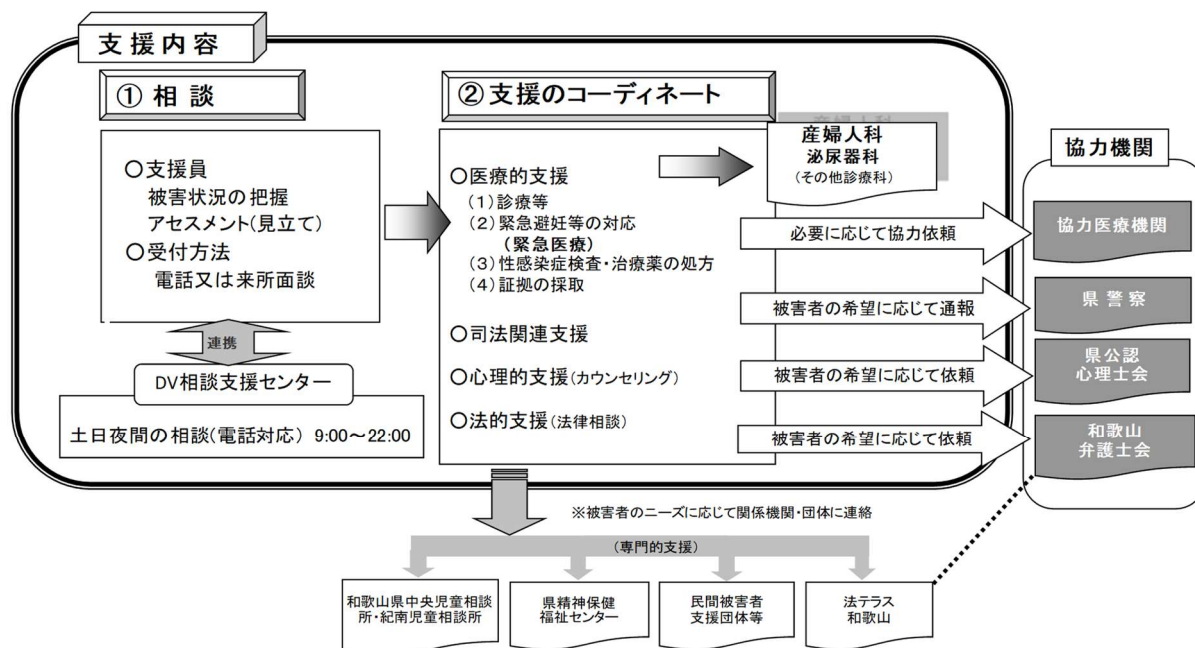
月日	名称	開催場所	参加人数
5月23日	女性相談支援員及び女性相談担当者会議	県中央児童相談所	26名
5月19日 5月26日 6月15日 6月28日 7月5日 7月6日	傾聴スキルアップ研修	県中央児童相談所	40名 42名 30名 21名 22名 21名
7月29日	性暴力被害者支援養成講座 (アドボケート研修)	県中央児童相談所 西牟婁振興局	83名 47名
9月1日	男性の性暴力被害の現状と支援について	県中央児童相談所	60名
9月7日 9月8日	性暴力被害者支援ステップアップ講座	県中央児童相談所	19名 19名
11月9日 11月10日	デートDV研修	県中央児童相談所	18名 18名
12月7日 12月8日	地域ボランティア養成講座	県中央児童相談所	24名 20名

性暴力救援センター和歌山「通称:わかやまmine(マイン)」

運営主体 和歌山県DV相談支援センター
設置場所 和歌山県立医科大学附属病院内

相談専用電話
073-444-0099

		月	火	水	木	金	土	日	
900~1700	来所相談	○	○	○	○	○	△	△	電話相談は22時以降・年末年始は内閣府コールセンターへ転送
900~2200	電話相談	○	○	○	○	○	○	○	
24時間対応	緊急医療	○	○	○	○	○	○	○	



4 業務実績

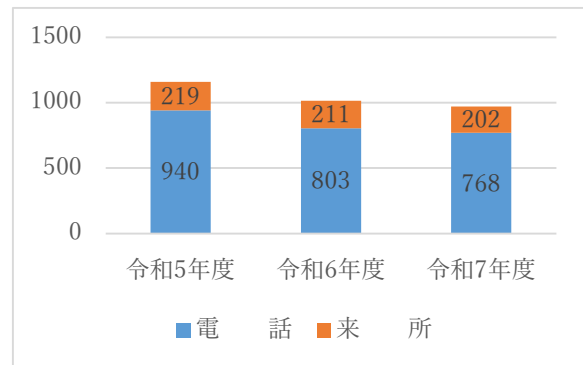
(1) 相談件数

電話による相談件数は、令和7年度は768件だった。なお、電話相談からつながる来所相談は202件（令和6年度211件）であった。

① 相談件数

(延べ)

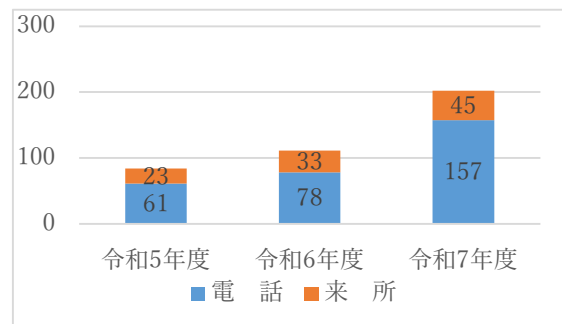
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電話	940	803	768
来所	219	211	202
合計	1159	1014	970



② うち新規相談件数

(実数)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
電話	61	78	157
来所	23	33	45
合計	84	111	202



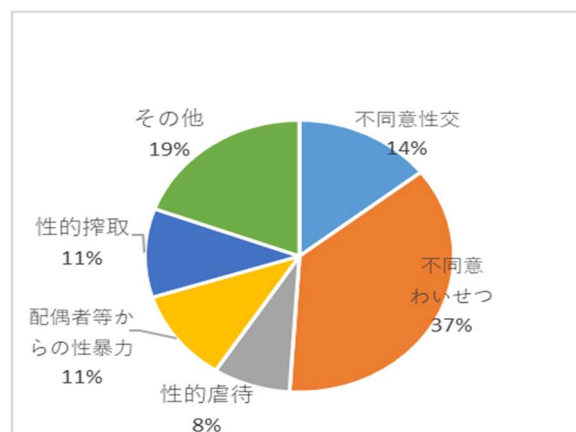
(2) 相談種別受付状況

令和7年度の相談種別では電話相談、来所相談ともに不同意わいせつが最も多い。

相談種別件数

(実数)(複数回答)

	電話	来所
不同意性交	73	32
不同意わいせつ	173	94
性的虐待	33	26
配偶者等からの性暴力	37	43
性的搾取	42	35
その他	109	32
合 計	467	262

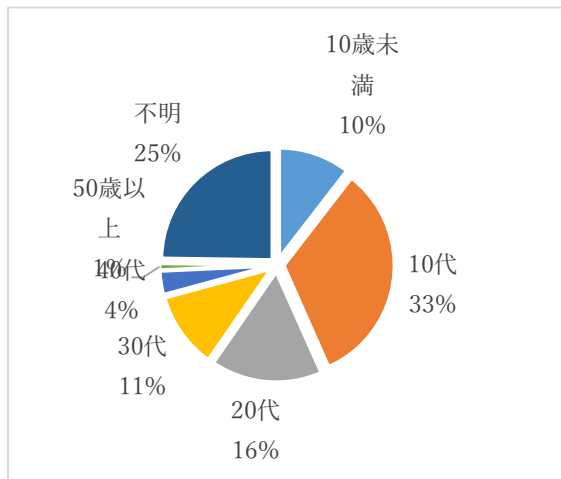


（３）年齢別受付状況

年齢別に見ると電話相談は 10 代女性からの相談が 101 件で最多である。来所相談は 10 代女性が 97 件で最多となり、ほぼ半数を占めている。

年代別相談件数 （実数）

	電話	来所
10 歳未満	39	24
10 代	101	97
20 代	63	35
30 代	39	28
40 代	16	5
50 歳以上	2	4
不明	146	3
合 計	406	196



（４）啓発活動

月日	名称	実施主体	開催場所
6 月 4 日	デート DV	和歌山北高等学校	和歌山北高等学校
7 月 3 日 14 日	デート DV	和歌山県立高等看護学院	和歌山県立高等看護学院
7 月 15 日	性教育（デート DV 含）	和歌山市立東中学校	和歌山市立東中学校
7 月 30 日	性暴力救援センター和歌山の業務内容について	和歌山県警本部	中央児童相談所
8 月 1 日	プライベートゾーンについて （児童対象）	こばと学園	こばと学園
9 月 6 日	性暴力・DV 被害と被害者支援制度	紀の国被害者支援センター	和歌山県民文化会館
9 月 11 日	ワンストップ支援センターからみた 性犯罪被害者支援	和歌山県警本部	警察学校
10 月 1 日	性暴力救援センター和歌山について （職員対象）	こばと学園	こばと学園
11 月 13 日	性暴力救援センター和歌山について	紀の国被害者支援センター	紀の国被害者支援センター
11 月 19 日	デート DV、性暴力救援センター和歌山について	仙溪学園	仙溪学園

12 月 5 日	性教育	中之島小学校	中之島小学校
12 月 19 日	デート DV について	初芝橋本中学校・高等学校	初芝橋本中学校・高等学校
1 月 25 日	性暴力救援センター和歌山について	和歌山県薬剤師会	和歌山県薬剤師会館
2 月 2 日	性暴力被害者の支援について	和歌山弁護士会	弁護士会館